KYB (株)等が製造した免震・制振オイルダンパーが設置された建築物に関する性能評価等に係る Q&A

本 Q&A は標準的な手続きを示したものであり、個別建築物の特殊性により異なる取り扱いとなる場合があります。また、新たな事務連絡等により回答が変更となる場合があります。

なお、本Q&Aに関するお問い合わせにつきましては、所属会社・部署・電話番号・メールアドレスを明記の上、メールにてお願いします。 お問い合わせ先メールアドレス: jikokureki@seinokyo.jp

用語(関連項目)の定義

A. 当面の安全性検証:指示書に基づき、10/29 に指導課より発出された事務連に沿って行う当面の安全性の検証

B.適法性検証: 法第37条及び法第20条第1項第一号に適合(業務方法書に適合)とするための検証

C.免震ダンパー: 法第37条に規定する免震材料 D.制振ダンパー: 法第37条に規定しない制振部材

No.	関連	質疑	回答	備考
	項目			
1	A	「当面の安全性検証」の対象となる建築物で、応答解析の構造性能としては	対象となる建築物については、新たな応答解析の必要がない	
	\mathbf{C}	個々のダンパーの性能が法第20条第1項第一号の認定条件以内となっている	場合についても「当面の安全性検証の方法について」に示す	
	D	場合、新たな応答解析の必要はないと考えますが、第三者の確認は必要でしょ	方法による適切な検討がなされているかを確認する必要が	
		うか。	あります。なお、その場合は新たな応答解析を行わずとも「安	
			全性検証のクライテリアを満たす」ということになります。	
2	В	平成30年10月23日付け、国住指第2406号「免震オイルダンパーの大臣認		
	\mathbf{C}	定等の不適合事案に係る建築物における交換工事前の仮使用認定の取扱いに		
	D	ついて」の「第4 その他の留意事項」について、		
		① 顧客契約に不適合である実況を踏まえた構造計算により安全性が確認され	①検査済証を発行する当該建築主事等にお問い合わせくだ	
		た建築物とは、「当面の安全性検証」による第三者により確認した建築物	さい。	
		と解釈して良いでしょうか。		

No.	関連	質疑	回答	備考
	項目	② 上記の検査済証の交付に際して、別添構造図に、例えば『±10%』と記載	○ 公	
		② 工能の機能の受的に戻して、別級構造図に、例えば『±10%』と記載 されている場合で、実況を踏まえた構造計算は『±12%』の場合、手続き	「±10%」から「±12%」など適切な設定値に変更する	
		上、法第20条第1項第一号による大臣認定の再取得『±12%』は不要で		
		しょうか。	ここが必要です。	
		③ ②で大臣認定を再取得する際、本来は時刻歴を要する変更のため、大臣認	③大臣認定を再取得する場合は、法定業務となることから通	
		定上は、計画の変更になると思われますが、「当面の安全性検証」において	常の変更手数料(例えば当該ダンパーの床面積の合計)と	
		すでに時刻歴による検証確認が済んでいることから、大臣認定上は、軽微な	思われますが、申請する各性能評価機関へお問い合わせく	
		変更として取り扱ってもよいでしょうか。	ださい。	
3	В	出荷体制についても、平成30年10月16日付け、報道発表資料の2頁、下か	申請の内容が建築基準関係規定に適合しているのであれば	
	C	ら 2 行目の通り『2.(1)⑤出荷製品の品質確保』に従い、性能確認試験を第三	確認済証の交付が可能と思われますが、個別建築物の取り扱	
	D	者による全数立会を行うことで、出荷を行うことから、現在、建築確認申請が	いにつきましては、当該建築主事等に確認してください。	
		なされている建築物について、確認済証の交付を行っても差支えないと判断し		
		て良いでしょうか。		
4	A	KYB (株) が 2018 年 11 月 15 日付けで公表した不適切行為の追加事象に対		
	В	し、下記の取り扱いについて教えてください。		
	C	①安全性検証の再検証	①追加事象により免震・制振オイルダンパーの製造バラツキ	
	D		の値が当初の値より大きく、危険側となったものについて	
			は、再検証が必要です。	
		②第三者立ち会いの有効性	②全数、全試験について立ち会っていることから追加事象に	
			対しても適切に不正防止が計られていると考えられます。	
		③検査済証の有効性	③当該建築主事等にご確認ください。	
5	В	免震ダンパーについて		
	С	①免震材料の法第37条による大臣認定条件±15%以内とは、個々のダンパー	①KYB(株)の免震オイルダンパーの法第37条による大臣認	
		の圧縮側と伸び側の平均値が±15%以内ということでしょうか。	定書別添で製造ばらつきが±15%以内となっているものは、スのこしなる歴史ではのデータが、圧搾型し他が個	
			は、その元となる性能評価時のデータが、圧縮側と伸び側 それぞれで±15%以内で性能評価されたものであり、個々	
			でれてれて、ビエ15%以内で性能評価されたものであり、個々 のダンパーについて、圧縮側、伸び側それぞれの値が±	
			15%以内であることが認定条件となっています。	
			19/00/17(8/3)ことが予めた木件となり(1・まり。	

No.	関連	質疑	回答	備考
6	項目 B D	②第1項第一号適法性検証とは、個々のダンパーについて、圧縮側、伸び側それぞれの改ざん前の実測値の平均値が、法第37条及び法第20条第1項第一号に適合すればよいのでしょうか。例えば、法第20条第1項第一号認定時のパラツキが±10%で、個々のダンパー実測値 圧縮側+11%、伸び側・2%の場合 = (圧縮側+11%、伸び側・2%)/2 = +4.5%と10%以内となっていれば検証不要となるのでしょうか。 ③バラツキが不明な3のダンパー取り扱いは、取り替え(または再調整)が必須でしょうか。 ④ダンパーなしで法第20条第1項第一号に適合する(ダンパーは付加的に設置)場合でも取り替え(または再調整)が必須でしょうか。制振ダンパーについて ①第1項第一号適法性検証とは、個々のダンパーについて、圧縮側、伸び側それぞれの改ざん前の実測値の平均値が法第20条第1第一号認定時に適合すればよいのでしょうか。例えば、法第20条第1項第一号認定時のパラツキが±10%で、個々のダンパー実測値 圧縮側+11%、伸び側・2%の場合、応答解析の構造性能としては (圧縮側+11%、伸び側・2%)/2 = +4.5%と10%以内となっていれば検証不要となるのでしょうか。 ②バラツキが不明な3ののダンパー取り扱いは、取り替え(または再調整)が必須でしょうか。	②第1項第一号適法性検証とは、法第20条第1項第一号に適合、すなわち業務方法書に適合させる必要があります。従って、元の認定時に個々のバラツキについても±10%を超える検討がなされていれば問題ありませんが、そうでなければ、例えばダンパー接合部について追加検討を行う必要があります。 ③法第37条に規定する免震オイルダンパーの場合、性能が不明なものは、現在のところ取り替え(または再調整)が必要と考えています。 ④付加的に設置した場合でも免震層における減衰材は法第37条に適合する材料とする必要があります。 ①第1項第一号適法性検証とは、法第20条第1項第一号に適合、すなわち業務方法書に適合させる必要があります。 従って、元の認定時に個々のバラツキについても±10%を超える検討がなされていれば問題ありませんが、そうでなければ、例えばダンパー接合部について追加検討を行う必要があります。 ②法第37条に規定のない特殊な材料であることから、性能が不明なダンパーであっても、例えばバラツキの確からしさをバルブ単体試験結果、抜き取り試験から工学的に説明するなどし、性能評価機関により構造安全性が確認され、必要な大臣認定の変更ができれば、必ずしも取り替え(または再調整)は必須ではありません。	190425② 修正

No.	関連	質疑	回答	備考
	項目			
7	A	光陽精機が製造し、出荷したオイルダンパーも今回の当面の安全性検証や是正	対象となります。	
	В	措置等の不適合対象となりますか。		
	\mathbf{C}			
	D			
8	A	KYB 発表、H30.12.28 付け「不適切行為(追加事象)公表の補足および修正	安全性検証の対象となります。なお、適法性検証について、	
	В	について」では、「2007年以前も不適切行為を行っていた疑いが判明し物件数、	旧法第38条による認定建築物の取り扱いについては、免震	
	\mathbf{C}	製品数に反映」とあります。	ダンパーであっても、旧法による認定であることから、個別	
	D	国交省発表、H30.10.16付けでは、平成12年(2000年)3月から出荷したも	に各性能評価機関にご相談ください。	
		ののうち、不適合の建物が「当面の安全性検証」対象となっています。KYB		
		発表通り、2007年以前(例えば、1999年等の旧38条大臣認定建築物)の不		
		適合建築物も「当面の安全性検証」の対象となるのでしょうか。		
9	В	カヤバ製免震ダンパーの第三者立会について	標準試験条件そのものは認定で定められたものではありま	
	\mathbf{C}	顧客要求による指定があった場合、標準試験条件 20cm/s,50cm/s,100cm/s の	せんが、認定時のデータの元となる標準試験であり、製品出	
		試験を省略することは可能でしょうか。	荷時の基準試験として省略することは適当ではありません。	